

山形市教育振興基本計画



この計画では、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを目指します

平成30年2月 策定

令和4年4月 一部改訂

山形市教育委員会



市 民 憲 章

昭和54年7月1日制定

わたくしたちは、樹氷とべに花の里、山形市民です。
誇りと責任をもって五つの誓いをいたします。

- 1 すすんでまちづくりに参加し、明るいまちをつくれます。
- 2 きまりを守り、親切であたたかいまちをつくれます。
- 3 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくれます。
- 4 自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくれます。
- 5 老人にはやすらぎ、若者には夢のあるまちをつくれます。

目 次

第1章 計画の見直しにあたって	1
-----------------	---

第2章 計画の基本理念・基本方針	3
------------------	---

第3章 施策の展開	4
-----------	---

施策の方向 1

学校教育の充実	5
---------	---

基本施策 1 魅力ある学校づくり	5
------------------	---

■施策 1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	5
■施策 2 価値ある豊かな体験活動の充実	7
■施策 3 時代の変化に対応した教育の推進	8
■施策 4 教育の情報化の推進	9
■施策 5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実	10
■施策 6 教職員研修の充実と指導力の向上	11

基本施策 2 安全・安心の学校づくり	12
--------------------	----

■施策 1 健やかな心身の育成	12
■施策 2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	13
■施策 3 いのちの教育の充実	14
■施策 4 生徒指導・教育相談体制の充実	15
■施策 5 子どもの人格を大切にする学校づくりの推進	16
■施策 6 学校給食の充実	17
■施策 7 学校施設の整備と充実	19

基本施策 3 連携による教育の充実	20
-------------------	----

■施策 1 「チーム学校」による連携の充実	20
■施策 2 学校間・校種間の連携の充実	21
■施策 3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	22
■施策 4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	23

基本施策 4 将来の山形市を担う人財の育成	24
-----------------------	----

■施策 1 山形市立商業高等学校における教育内容の充実	24
-----------------------------	----

施策の方向 2

生涯学習の推進	26
---------	----

基本施策 5 生涯学び、人と地域とのかかわり、よりよい社会を築く人づくり	26
--------------------------------------	----

■施策 1 生涯学習支援体制の充実	26
■施策 2 市民の主体的学習を支援する図書館運営	28
■施策 3 社会教育事業の推進	29

基本施策 6 恵まれた自然環境での体験活動を通じた、心身ともに健全で豊かな人づくり	30
---	----

■施策 1 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	30
■施策 2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進	31

基本施策 7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	32
----------------------------------	----

■施策 1 青少年の健全育成活動の充実	32
■施策 2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	33
■施策 3 青少年を取り巻く環境の改善	34
■施策 4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	35

関連資料	37
------	----

第1章 計画の見直しにあたって

1 見直しの趣旨

本市では、平成30年2月に、「山形市教育振興基本計画」を策定し、山形市教育大綱と共有する基本理念と6つの基本方針に基づき、教育を推進してきました。

この間、少子高齢化の進行、核家族化等による地域社会の変化に加え、社会においてはグローバル化や情報通信技術のめざましい進歩などにより、教育の質の向上も一層重要となっています。そのような中、国においては、新学習指導要領が令和2年度から小学校より順に実施され、県においては、第6次山形県教育振興計画の見直しが行われるなど、将来の社会の変化を見据えた教育の方向性が示されました。

今回の見直しにおいては、今般問題になっている感染症に対応した施策への転換により、いかなる状況においても学びを止めない体制づくりを図ります。

個別施策においては、ICT 教育環境の整備が未来を生きる山形の子どもたちに不可欠な力の育成につながるものとして強く推進します。

また、学校運営協議会等を通じた地域・家庭・学校の連携が、子どもたちを育む教育力向上の要であると考え、連携・協働をより一層進めていきます。

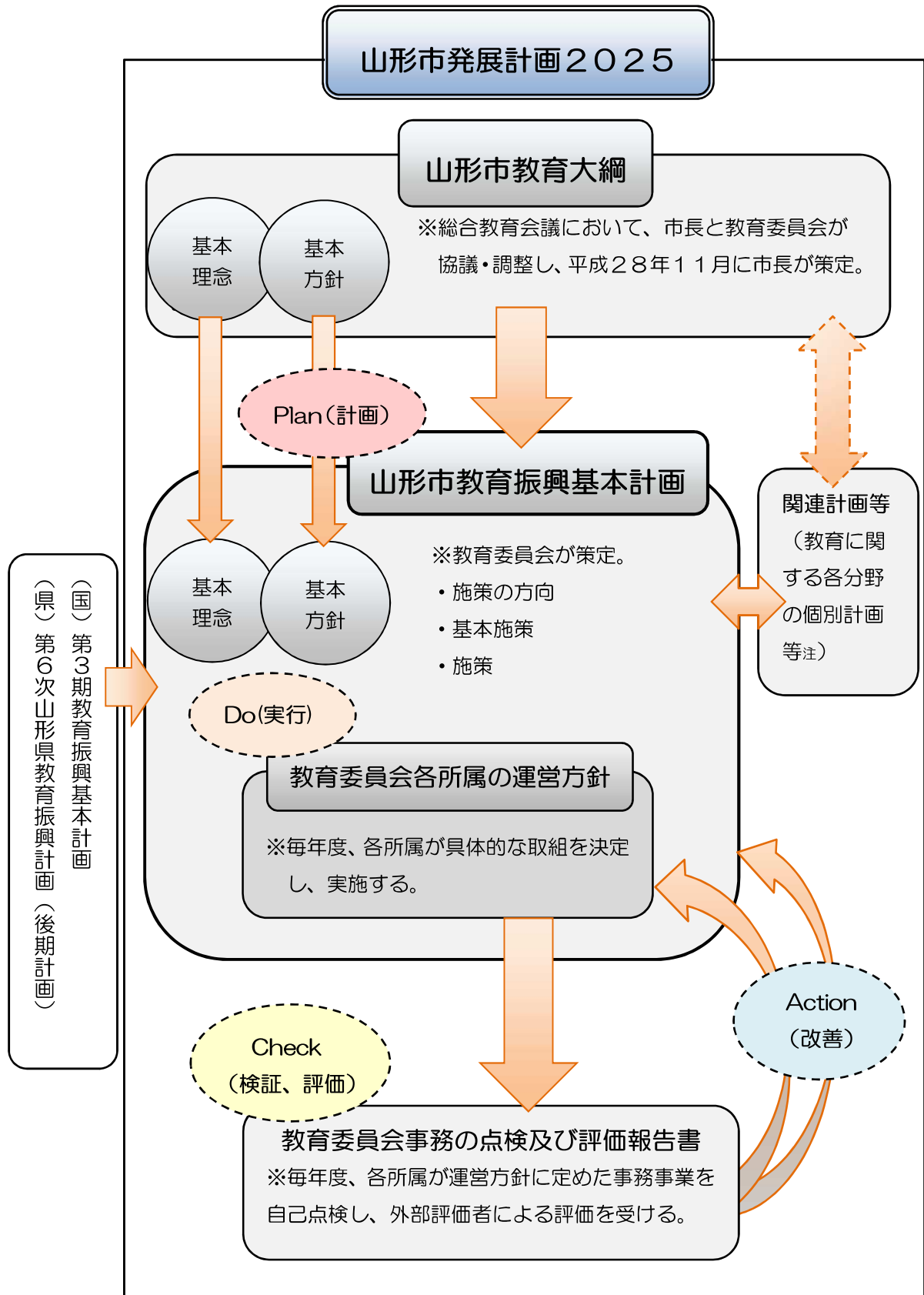
あわせて、令和3年度の本市機構改革により、「スポーツ（学校保健を除く）」及び「文化財の保護」が所管外となったため、教育委員会事務の整理を行います。

2 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。国の「第3期教育振興基本計画」及び「第6次山形県教育振興計画」を参酌しています。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「山形市発展計画2025」を踏まえた計画です。
- (3) 計画期間は、国と県の計画を踏まえ、今後、5年間（令和4年度から令和8年度まで）とします。
- (4) 具体的な施策・取組については、毎年度、各所属で作成する運営方針により示します。本計画に示されていない具体的な施策・取組については、各課等における個別の実施計画等に委ねます。
- (5) 当計画の基本理念・基本方針は、SDGs の理念と共通するものであり、SDGs との関連を明確に示しながら当計画を推進し、SDGs の実現に貢献していきます。

3 計画の進化管理

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を、毎年度実施し、評価結果を公表します。
- (2) 評価結果を PDCA（計画・実行・検証評価・改善）サイクルに基づき、次年度の各所属の運営方針に反映します。



注 山形市文化創造都市推進基本計画、山形市スポーツ推進計画、山形市子ども・子育て支援事業計画 等

第2章 計画の基本理念・基本方針

【山形市教育大綱と共有】

基本理念

郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり
～山形らしさの継承 発展 そして発信～

基本方針

＜基本方針1＞

「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育てる教育を推進し、自ら意欲をもって学び、より良い社会を築く子どもを育成します。

＜基本方針2＞

子ども・家庭・地域・学校の深い「信頼」関係を土台とした、「感動」を引き出す教育、「感謝」の気持ちを育てる教育を実践し、魅力ある学校をつくります。

＜基本方針3＞

地域の特色・歴史・文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った人財を育成します。

＜基本方針4＞

子どもの人格形成の基盤である家庭と、幼稚園・保育所等・学校、そして地域が、それぞれの役割を果たし連携・協働することによって、教育力の向上と地域社会の活性化をめざします。

＜基本方針5＞

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を抱える子どもに対し、きめ細やかで途切れのない指導や支援を行うことによって、将来の自立やいきいきとした社会参加をめざします。

＜基本方針6＞

郷土に誇りをもち、地域とかかわり合いながら生涯にわたって学び続け、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、健やかな心と体を保ち続けようとする人財を育成します。

第3章 施策の展開

施策の方向 1

学校教育の充実

子ども一人ひとりが夢や希望をもち、生涯にわたって主体的・協働的・創造的に学び、未来を切り拓いていくことができるよう、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育てる教育を推進し、子ども・家庭・学校・地域などが連携・協働しながら、感動する心と感謝の気持ちをもち、主体性や創造力にあふれる子どもの育成を目指します。

施策の方向 2

生涯学習の推進

市民一人ひとりが、学びを通して生き生きと自己実現を図り、学習成果を社会の中で適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の形成を目指すとともに、将来を担う青少年が、心身ともに健やかに成長できるように、行政はもとより、家庭・学校・地域が連携し、時代に適応した青少年の健全育成を目指します。

施策の方向 1

学校教育の充実

基本施策 1

魅力ある学校づくり

一人ひとりが夢や希望をもち、個性を発揮しながら生涯にわたって主体的・協働的・創造的に学び、行動し、共に未来を切り拓いていくことができるよう、確かな学力を身につけ、主体性や創造力にあふれる子どもの育成に努め、学校教育の充実を図り、潤いと活力に満ちた魅力ある学校づくりを推進します。

施策 1-1

主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成



現状と課題

変化の激しい時代を乗り越え、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力（課題解決力など）を育成するために、「何をどれだけ学ぶのか」という知識の質や量の吟味に加え、「どのように学ぶのか」という学びの質を高める指導方法を吟味することが求められます。学習指導要領※¹の趣旨を十分に理解し、授業を通して求められる資質・能力を育むこととともに、そのための教員の更なる指導力の向上が求められています。

学校は、校長の教育理念・方針に基づき、学校の教育目標の達成に向けて、よりよい学校づくりに励んでいます。校長のリーダーシップのもと、全教職員が学校経営に参画し、組織として機能することが重要です。

全国学力・学習状況調査※²や標準学力検査※³の結果等において、本市の小・中学校においては下位層の児童生徒が少ないものの、同様に上位層の児童生徒も少ない状況があります。上位層の児童生徒の力をさらに伸ばすには、「もっと詳しく知りたい」「もっと深く考えたい」といった探究心を育てていく必要があります。そのためには、児童生徒が自ら思考・判断・表現を繰り返しながら課題解決に向かう「主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくり」の更なる推進と、「質」の向上が求められます。児童生徒一人ひとりの学びの過程を大切にしたい授業を創造し、学びの高まりを実感できるようにすることが大切です。

具体的な取組

- 学校経営の充実
- 課題解決力を育てる授業の実践
- 確かな学力の育成

-
- ※1 学習指導要領：全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた教育課程の基準。概ね10年ごとに改定されている。
 - ※2 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析する調査。国・教育委員会における教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としている。
 - ※3 標準学力検査（NRT）：学習指導要領に準拠した問題で、各教科の「内容」に合わせた領域で構成されている。全国基準に照らして「確かな学力」についての実現状況を客観的に把握し、学習指導の工夫・改善に生かすための検査。

施策 1-2

価値ある豊かな体験活動の充実



現状と課題

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化により、人とかかわりや社会・自然などと直接触れ合う様々な体験の機会が少なくなっています。しかし、これらの体験は、子どもの豊かな成長にとって欠かせない大切なものであることから、子どもの「社会を生き抜く力」として必要な基礎的な能力を養うために、歴史、自然、文化等につながる価値ある豊かな体験活動の充実が求められます。

具体的な取組

- 発達段階に即した体験活動
- 地域や関係機関と連携した体験活動
- 少年自然の家における学校教育への支援



現状と課題

国際化、情報化、科学技術の発展、環境保全、福祉の充実、感染症対策などの社会の変化は、これまで経験したことのない速さで進行し、かつ、大きな時代の変化をもたらしています。時代の変化に対応するためには、グローバルな視点から、様々な課題に適切に対応し解決するための資質・能力の育成が重要です。

国際理解教育の根底となる考え方は、人種や性別、文化・風俗・習慣にかかわらず、違いを認め合いながら互いに尊重し合い、公正な考えや判断のもと、平等・対等な立場で人とかわることのできる態度を培うことです。そのために、互いを正しく理解し合うためのコミュニケーション能力を身に付けさせることが重要です。

また、科学・技術教育の推進においては、興味関心をもち、未知の問題の解決へ向かっていくことのできる創造性のある人間の育成が大切です。未来を担う子どもたちの豊かな創造性を培うためには、様々な自然体験や科学的体験を通して、実体験から生まれる驚きや感動を味わわせること、科学・技術と自分のくらしのかかわりに気づくこと、知的好奇心や科学的思考力を高めることが必要です。

さらに、環境教育、福祉教育の充実においては、身近な自然や環境に対する諸問題に対し、科学的視点をもって追究する力を育て、環境にやさしい生活の実現に向けた実践力を身に付けること、すべての人をかけがえのない存在として尊び、社会生活の中で共に支え合って生きる力を育むように、体験的・実践的な取組を行うことが大切となります。

具体的な取組

- 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進
- 科学・技術教育の推進
- 環境・福祉教育の充実

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
1人のALTが1週間に支援する平均授業数（授業）	25.04	20

※担当授業数が20時間を超えると十分な授業研究ができないため、ALTの人数を増やして担当授業数を抑えます。



現状と課題

スマートフォンやパソコン、SNS※¹をはじめとした情報通信技術は、社会の情報化を急速に推し進めました。子どもたちを取り巻く環境においても、Society5.0 時代の到来を見据えた「GIGA スクール構想」など、情報化の取組が加速度的に進展しています。

情報活用能力は、言語能力と同様「学習の基盤となる資質・能力」の一つであるとともに、これからの社会を生き抜く力の重要な要素となっています。そのため情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を子どもの発達段階に応じてバランスよく身に付けることができるよう、教員の更なるICT※²活用指導力の向上と積極的にICTを活用する取組が重要となっています。また、児童生徒がこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力を備えるためには、学校のみならず、家庭においても日常的にICTを活用した学習ができる環境整備が必要不可欠のものとなりつつあります。

さらに、特別な配慮を要する児童生徒への個別に最適化した学習環境の提供として、ICTの有効な活用法なども求められています。

具体的な取組

- ICT教育の推進
- ICT環境整備の推進
- 教育情報ネットワーク※³の運営と情報モラル教育の推進
- プログラミング教育の充実
- 校務の情報化の推進

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
授業にICTを活用して指導する能力※ ⁴ （％）	76	95

※1 SNS：Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる会員制 Web サービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士があつまり、利用者間の密接なコミュニケーションを可能にするサービス。

※2 ICT：Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

※3 教育情報ネットワーク：山形市立小・中学校等におけるインターネット及びインターネットに接続するパソコン等の情報処理機器の総称。

※4 授業にICTを活用して指導する能力：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より、教員のICT活用指導力の「大項目B 授業にICTを活用して指導する能力」中、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合を平均して算出した値。

施策 1-5

一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実



現状と課題

インクルーシブ教育※システムの考え方を踏まえ、子ども一人ひとりの教育的ニーズに基づいて、その可能性を最大限に高め、将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められます。

また、校内における児童生徒の交流及び共同学習の充実や、地域の特別支援学校との交流などを通して、社会性や豊かな人間性を育む学校経営を推進することが重要です。特別支援教育の更なる充実をねらいとし、教職員個々の特別支援教育力の向上及び通常学級における特別支援教育体制を推進することが求められます。

さらに、ICTを活用した一人ひとりのニーズに応える支援にも取り組んでいくことが必要となります。

具体的な取組

- 特別支援教育の推進
- 個別支援の充実
- 学校及び教職員の特別支援教育力の向上
- 医療的ケア児の受け入れ体制整備

※ インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組み。

施策 1-6

教職員研修の充実と指導力の向上



現状と課題

「感動・感謝・信頼にあふれた学校づくり」のためには、その直接的な担い手である教員の資質と指導力の更なる向上が求められます。一人ひとりの教員が、研修会や日常の実践の中で学び、指導力を高め、学校全体の指導力を充実させることが重要です。

教員の大量退職・採用の時代を迎え、教育理念や指導方法・教育技術の継承の必要性、本市の教育課題の把握の重要性など、時代の大きな流れを的確に把握し、社会から求められる資質・能力も踏まえ、研修内容を充実させ、学校や教員を支援していく体制をつくります。

また、県では、教員としてのキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性に応じて、効果的・継続的に研修を行うための目安として、教員育成の「指標」を示しています。

これらのことを踏まえ、本市がめざす「感動・感謝・信頼にあふれた学校づくり」を具現化できる研修を実施していくことが必要となっています。

具体的な取組

- 教職員研修の充実
- 校内研修の充実
- 教員の指導力の向上

基本施策 2

安全・安心の学校づくり

子どもの豊かな心と健やかな体を育み、子どもが自ら安全に行動する能力を育成するとともに、学校生活が子ども一人ひとりにとって有意義で充実したものになるよう、子どもを支え育む安全・安心な学校づくりを推進します。

施策 2-1

健やかな心身の育成



現状と課題

子どもを取り巻く社会・生活環境の変化の激しい時代を生き抜くためには、心と体の健康が必要不可欠です。児童生徒一人ひとりが、感染症予防も含めた心身の健康の保持増進を図ることができる資質や能力を養い、健康で文化的な生活が送れるようにするため、健康教育や食育等の更なる充実が求められています。

また、子どもの生活習慣の乱れなどの課題に対応するため、校医等の専門家の協力を得るとともに、家庭や地域と連携しながら推進していく必要があります。

さらに、授業や部活動などの教育活動全体を通し、豊かな心や体力・運動能力の向上を図ることが大切になります。ひいては、生涯にわたり運動・スポーツや文化・芸術にかかわろうとする資質と習慣を養うことが求められています。

具体的な取組

- 健康に関する教育の推進
- 食育の推進
- 学校体育の充実
- 適切な部活動の推進と外部人材の活用
- 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携
- 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実
- 感染症対策の推進

施策 2-2

生命を守る安全教育と防災教育の徹底



現状と課題

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生する可能性が高まっている中、学校教育の一環として、安全・防災に関する教育を発達段階に応じて計画的・継続的に行う必要があります。

生活安全・交通安全・災害安全の3領域を通じた体系的な安全教育を実施し、児童生徒自らの命を守るための危険予測・回避能力等の「主体的に行動する態度」を育成する必要があります。

また、防災教育を推進し、自助・共助・公助の視点から安全・安心な地域づくりに貢献できる児童生徒を育成します。

学校では、地域の特性や実態を十分に踏まえた上で計画を立て、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して、横断的に安全教育・防災教育を展開していくことが求められます。

具体的な取組

- 安全教育の徹底
- 防災教育の徹底



現状と課題

基本理念「郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり」は、自然の営みの中で一人のいのちを取り巻く人、家庭、地域との深くて良好なかかわり合いにより形成されます。

学校においては、生命尊重・人権教育を基盤にし、自他のいのちを大切にする心を育み、自らの夢を大切にしながら将来の生き方について考えを深めます。また、多様な価値観や個性を受けとめ、互いの生き方や人格を尊重する力や、先人から自分へと受け継がれてきた生命を大切にする力を育てていくことが求められています。

具体的な取組

- 豊かな感性を育む教育の充実
- いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進



現状と課題

子どもが自尊感情を高め、他との関係性を築きながらよりよい学校生活を送るためには、共感的な人間関係をもとに、子どもの自己決定をする機会を増やししながら自己存在感を高めることが重要です。

また、子どもの活動を見守りながら支え励ますとともに、悩みや不安を解消するための相談体制づくりなどの取組が求められます。

本市では、「いじめを絶対にしない、絶対させない」姿勢のもと、「山形市いじめ防止対策の推進に関する条例」と、「山形市いじめ防止基本方針」を定め、学校でのいじめ防止の取組と、いじめが発生した場合の対応について明示し、毎年度全教員に配布する「指導の指針」にも掲載するなど、いじめ問題の克服に向けた取組を行っています。

いじめ等の問題行動や不登校は、その予防的な取組を組織的に行いながら、個別の対応が重要となります。また、特別な配慮を要する児童生徒への学習環境の提供として、ICT の活用なども求められています。さらに、学校と地域が連携し、市や県の関係機関との連携を図りながら、最善の対応に努めることが大切です。

具体的な取組

- 子どもの自立を支える生徒指導の充実
- 生徒指導・相談体制の強化
- いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
不登校児童生徒の増加率（％） （年度末時点における前年比）	-0.69	+0.00

※H24 以降不登校児童生徒数は増加してきたが、R1 及び R2 に不登校児童生徒数の減少があり、現在値となっている。

施策 2-5

子どもの人格を大切にする学校づくりの推進



現状と課題

学校においては、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりの人格を大切にする教育を推進することが求められます。さらに、男女が、互いにその人権を尊重しつつ個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現や、障がいの有無や社会的少数者等を含めた様々な個性の多様性を尊重する教育も大切となります。

全ての教職員が、深い愛情をもち、子どもが発達途上にあることを十分に考慮しながら、自尊感情が高まるよう適時適切に指導することが重要です。

具体的な取組

- 児童生徒理解に基づいた指導
- 体罰等の不適切な行為の絶無



現状と課題

平成 21 年度から、P F I 事業^{*1}によるH A C C P^{*2}の共同調理場において、各小中学校に給食を提供しています。また、令和 4 年度からは山形広域炊飯施設を活用し、米飯提供を行っており、安定的な提供を進めていく必要があります。

衛生管理については、各事業者との連携により、H A C C P のほか感染症対策を実施し、さらに、各小中学校の給食主任と学校給食補助員を対象に研修会を実施しており、引き続き、連携を図りながら、衛生教育を実施していく必要があります。

食物アレルギー対応については、アレルギー対応食の提供や、アレルギー保有児童生徒の保護者に対し、情報提供を行っています。増加傾向にあるアレルギー保有者に対し、安全・安心な対応が求められています。

学校給食費については、学校給食センターが直接徴収管理（公会計の完全実施）しており、引き続き、納付の確保に努め、学校給食の健全な運営を図る必要があります。

食育については、食の大切さや食生活の改善の必要性を子どもや保護者に伝えるため、給食時間の学校訪問や試食会等で、管理栄養士が栄養指導を実施しています。さらに、学校給食センターと栄養教諭の連携による、子どもたちへの食育を推進する必要があります。また、地場産食材の活用により地産地消の推進や食文化の継承において学校給食の役割が重要となっています。

具体的な取組

- 安全・安心な給食の提供
- 学校給食における食育の推進
- 楽しい給食の実施

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
市産野菜使用率（％）	25.0	25.0
市民対象食育推進講座参加者数（人）	—	90
学校給食費納付率（％）	99.8	99.9

-
- ※1 PFI事業：民間活力を活用した事業手法で、民間の資金と経営能力・技術（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・運営・維持管理等を行うもの。Private Finance Initiative の略。
- ※2 HACCP：1960年代の米国での宇宙食等の食品の安全性を確保する方法で、日本では、厚生労働省の認証制度である。食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理して安全を確保する手法。



現状と課題

山形市の小中学校は、昭和40・50年代に整備されたものが全51校中の約半数を占めており、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・改築等により児童生徒に対し、安全・安心な教育環境を提供する必要があります。

さらに、感染症の状況により新しい生活様式に対応した設備や備品等の整備を図る必要があります。

また、小中学校は、地域住民にとって、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用する身近な公共施設であり、災害発生時の避難場所として重要な役割を担っているため、ノーマライゼーション※の理念に基づくバリアフリー化等の整備も進める必要があります。

具体的な取組

■ 安全・安心な学校施設の整備と充実

※ ノーマライゼーション：障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念

基本施策

3

連携による教育の充実

子どもが学び育つための基盤を形成するとともに、子どもの成長を支え見守る地域社会を形成するために、子ども・家庭・地域・学校の深い信頼を土台とした学校づくりを推進します。

施策 3-1

「チーム学校」による連携の充実



現状と課題

複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学校における業務の進め方や校務分掌の在り方の見直しが求められています。現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性をもつスタッフや地域と連携・協働し、チームとして力を発揮することができるよう「チーム学校」※体制を作り上げていくことが大切です。

具体的には、教員が何をどこまで担うのかを見直し、専門的スタッフや、地域と連携・協働することで、教員が授業に専念できる体制をつくり、子どもたちの豊かな学びを実現する必要があります。このような取組を通して、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが求められています。

具体的な取組

- 教職員の資質の向上
- 学校のマネジメント機能の強化
- 専門性に基づくチーム体制の構築
- 学校と家庭や地域との連携・協働
- 教職員の健康保持と働き方改革

※ チーム学校：校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができるチームとしての学校体制。

施策 3-2

学校間・校種間の連携の充実



現状と課題

子どもの成長を見守り支えるためには、同年代における小学校間、中学校間といった学校間の連携とともに、幼稚園・保育所等と小学校間、小学校と中学校間など、年代の異なる子どもを理解するための情報共有等を通じた連携が必要です。緩やかで一貫性のある接続となる連携は、子どもの健やかな成長の基盤となるものであり、その体制づくりが求められます。

具体的な取組

- 一貫性のある円滑な連携の推進
- 放課後児童クラブとの連携

施策 3-3

学校・家庭・地域との連携・協働の充実



現状と課題

社会状況の変化の中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもや学校の抱える課題の解決や、子ども一人ひとりの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域との連携・協働体制を構築することが重要です。地域に生きる子どもたちの姿を大切に、地域の実情に応じた教育活動を展開するためにも、学校・家庭・地域と連携・協働し、魅力ある人材や環境を積極的に活用していくことが求められています。

また、国においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※¹の設置の努力義務化や、「社会教育法」の改正により、地域と学校の連携・協働活動推進のための連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員の規程整備がなされました。

本市においても、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動※²を一体的に推進し、学校・家庭・地域とのより強固な連携・協働体制を構築する中で、子どもたちの豊かな成長を支えていく必要があります。

具体的な取組

- 保護者と共に考える姿勢の重視
- 教育実践に関わる情報の積極的な発信
- 学校・家庭・地域との連携・協働の推進
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R 2	R8
学校運営協議会の設置校数（校数）	3	5 1
地域学校協働活動推進員数（校数）	0	5 1

※1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：地方教育行政法に基づき、当該学校の所在する地域の住民や、当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が、当該学校の運営に関して協議する機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。

※2 地域学校協働活動：地域住民・学生・保護者・NPO・民間企業・団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。



現状と課題

市全体の小中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、宅地開発を行った地域は、一時的に増加しているものの、ほとんどの小中学校は規模が縮小しています。教育水準の維持向上を図るためには、人口の動態等を踏まえ、義務教育学校等も含めた学校の形態や望ましい学校規模を検討し、山形市のよりよい学校の在り方について、研究する必要があります。

また、経済的理由で就学が困難と認められる子どもや家族にケアを要する人がいる場合に、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）などが安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて、就学援助制度の見直しを行いながら援助を継続し、関係機関が連携して適切な支援を行うことが求められています。

具体的な取組

- 保護者の経済状況や心身の状況に課題を抱えている子どもたちに対する支援
- 学校の形態や望ましい学校規模等、よりよい学校の在り方の検討
- 学校法人への補助事業の実施
- 若者の本県回帰・定着推進に向けた就学金返還支援

基本施策 4

将来の山形市を担う人財の育成

県内唯一の市立高等学校である山形市立商業高等学校（以下「山商」という）は、県内商業教育の中核校として、これまで多くの有為な人財を輩出してきました。卒業生は地元山形を支え、地域経済の発展に貢献しています。今後も、地域社会を担う有為な人財を輩出する学校として、市民・県民の期待と信頼に応えるために、“日本一の商業高校”を目指します。

施策 4-1

山形市立商業高等学校における教育内容の充実



現状と課題

少子化等により、県内の商業に関する学科の単科型専門高校が削減される中、県内商業教育の中核校であるとともに、山形市の将来を担う人財を育成する学校として、山商の役割はますます高まっています。

さらに、変化の激しい予測不能な社会を生き抜くためには、“答えのない課題”に対して最善解を導くことができる力や未来を拓く力を育むことが必要です。これからの社会に対応できる人財を育成するために、山商の伝統の校訓「輸誠」※1を根本精神としつつ、「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、そして「チームで働く力」などが求められます。これらの資質・能力の育成に取り組むために、“日本一の商業高校”を目指すにふさわしい充実した先進的な教育環境を整備します。

また、ハードソフト両面にわたるスマートスクール化を図る必要があります。加えて、一人一台端末環境を整備し、「ICT×地域・企業×学校」の協働による人財育成や地域社会を創生する新たな取組も求められています。

具体的な取組

- 学校教育内容の充実
- 充実した先進的な教育環境の整備
- 対策マニュアルに基づいた感染症対策の推進

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
進学・就職決定率（％）	98.6	100
部活動全国大会出場部数（部）	12 ^{※2}	15
全商協会主催検定試験1級三種目以上合格者数における 東北 ^{※3} 及び全国 ^{※4} 順位	（東北）（全国） 2位／18位	（東北）（全国） 1位／10位
ITパスポート試験 ^{※5} （国家試験）合格者数（人）	11	20

※1 輸誠（ゆせい）：山形市立商業高等学校の校訓。「自己を偽らず、他を偽ることなく真心を十分に尽くす」こと。

※2 コロナ禍で各種全国大会中止のため令和元年度の実績

※3 東北六県商業教育研究会会員校：165校

※4 全国商業高等学校協会会員校：1,389校

※5 ITパスポート試験：ITを活用するすべての社会人・学生が備えておくべきITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験

施策の方向 2

生涯学習の推進

基本施策

5

生涯学び、人と地域とかかわり、よりよい社会を築く人づくり

市民一人ひとりが学びを通して生き生きと自己実現を図るとともに、学習成果を社会の中で適切に生かすことのできる「生涯学習社会※」の形成を目指します。

生涯学習支援体制の充実

施策 5-1



現状と課題

社会の成熟に伴い個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、今後も継続して市民の主体的な学びを支えていくためには、年代などで異なるニーズにも対応する、より幅広い学習支援が求められています。

市民に対する幅広い生涯学習情報の提供や相談支援体制の充実、サークルなど社会教育関係団体の育成及び支援、そして公民館施設の利便性向上、学校体育施設の活用などを図りながら、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、学習成果を生かすことができる環境や支援体制をこれまで以上に充実、推進していく必要があります。

また、山形市が目指す健康医療先進都市や創造都市の実現に向け、郷土を誇りに思い、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を提供する必要があります。また、スマートシティの実現やアフターコロナを見据えた新しい生活様式における学習機会創出のため、公民館のWi-Fiを活用したスマートフォン活用講座等の取組を通して、デジタル技術活用の恩恵を広く市民が受けられるよう支援することが求められています。

山形市においては、公民館を拠点とした生涯学習情報の発信や自発的学びの支援を行っています。各地域における様々なニーズや課題に対応し、これからの公民館の果たすべき機能や役割について、地域とともに考え、調査・研究を行う必要があります。

さらに、施設面においては、公民館の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等により、新しい生活様式にも対応した安心・安全な生涯学習環境を提供する必要があります。

具体的な取組

- 生涯学習に関する環境の整備
- 生涯学習に関する情報の提供
- 生涯学習活動の機会の提供と充実
- 社会教育団体の育成及び支援

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
公民館貸館利用者数（人）	140,773	310,000
公民館事業参加者数（人）	5,757	35,000
共催及び後援の承認件数（件）	60	150
社会教育団体数（公民館登録サークル数）（団体）	1,249	1,300

※ 生涯学習社会：「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条）をいう。



現状と課題

現在、本市では、本館と4つの分館で図書館サービスを提供しています。

所蔵資料数は約40万冊、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和2年度および3年度を除く直近3年間（平成29年度から令和元年度）の年間貸出者数は約19万人、年間貸出冊数は約94万冊となっています。登録利用者数、貸出利用数ともに減少傾向から回復の兆しがあり、これを機に幅広い年代を取り込み、利用者満足度を高め、利用の拡大を図る工夫・企画が必要です。

また、図書館に求められる役割が、従来までの「借りる・読む・調べる」にとどまらず、利用者や地域の「課題解決に役立つ情報拠点」へと変化してきていることから、講座の開催、関連図書の実践などこれにこえる図書館づくりも必要になっています。

さらに、感染症に強い安全・安心な図書館の整備と運営が求められています。

具体的な取組

- 市民の立場に立った図書館サービスの充実
- ICTを活用した情報提供の推進
- 資料の収集・整備・保存とその提供の充実
- 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供
- 学校図書館等との連携と教育活動への支援
- 広報・広聴及び情報発信の充実
- 市民参加による図書館運営
- 質の高いサービスを支える体制の整備

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
貸出者数（人）	144,716	179,000
貸出冊数（冊）	710,323	872,000
図書予約システム（インターネット、館内自動貸出機）による予約率（％）	67.4	80



現状と課題

社会教育は、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人との絆を深め地域課題の解決に寄与するなど、地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たしてきました。

今後は、現代的・社会的な課題に関する学習やそれぞれのライフステージに対応した学習など、多様な学習活動を通じて、市民の自立に向けた意識を高め、市民一人ひとりが当事者意識を持って能動的に行動するために必要な知識・技能を習得できるようにすることが求められています。

また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の一環として、全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保と多様な体験や学びの機会の充実を図り、子どもの自主性を培い、社会性を育む取組の推進が求められています。

感染症など、社会情勢による学習活動へのニーズの変化を的確に捉え、社会教育に求められる役割の明確化を図りながら、事業を展開することが必要です。

具体的な取組

- 社会的要請学習と地域づくり学習の推進
- 公民館職員研修実施体制の充実
- 公民館における「学校との連携協働事業」の実施

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
実施講座回数(回)	269	400
公民館主事研修実施回数（回）	7	6
学校との連携協働事業数（事業）	15	40

基本施策

6

恵まれた自然環境での体験活動を通した、心身ともに健全で豊かな人づくり

恵まれた自然の中での集団宿泊生活や野外活動を通し、自立的・協働的に活動する大切さや達成感を実感することにより、心も体も豊かな人間性の育成を目指します。

また、「自然と人間との共生」をテーマに、自然体験活動や環境学習を通して、人と自然とのかかわりを学ぶことができる、広く市民が利用しやすい施設運営の充実を目指します。

施策

6-1

市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施



現状と課題

少年自然の家では、自主事業として市内の小中学生、または、親子を対象とした自然体験活動や宿泊体験活動を年間 30 回程度実施しています。多くの参加者がこれらの体験活動を通して、仲間とともに感じる達成感や協働することの大切さなどを実感しています。

一方で、子どもを取り巻く環境は、ゲーム等による疑似体験や疑似空間への依存が問題になってきており、さらに、感染症拡大の影響から自分や他者、自然の中の生き物など、「いのち」とのかかわりを体験する機会が少なくなっています。

そのため、人や自然とのふれあいを通した様々な体験活動の役割はますます重要になってきており、今後は、現在の体験活動の内容を継続するとともに、自主事業の拡大や活動内容の改善など、より一層の活動の充実に努め、感染症対策を十分に講じながら、これまで通り自然体験活動を広く提供できるように、環境整備や活動内容を見直します。

具体的な取組

- 子ども自身による体験学習の場の提供
- 親子によるふれあいの場の提供の推進
- 自然と共生する事業の充実

成果指標

目標名		現在値（実績）	目標値
		R2	R8
少年自然の家を利用する 山形市立小・中学校数（校）	小学校（36校中）	36	36
	中学校（15校中）	2	15

施策 6-2

広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備 の推進



現状と課題

利用者の体験活動の充実を図るため、利用団体への支援、野外活動センターにおける展示物の工夫、少年自然の家での体験活動を支えるボランティアスタッフの育成や職員研修を実施しています。

今後、利用者の拡大や更なる活動の充実のため、コロナ禍の中の活動となる中でも感染防止の基本的な対策を徹底しながら、広く市民が自然と人間の共生について学ぶ機会を提供していく必要があります。また、感染症のリスクをできる限り抑えた活動ができる環境整備を推進していく必要があります。

具体的な取組

- 各種利用団体への支援
- 野外活動センターの事業の充実
- 社会貢献活動の推進
- 施設環境の整備の推進
- 職員研修の充実

基本施策 7

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長するため、行政はもとより、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携することにより、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策、安全・安心の環境づくりを目指します。

施策 7-1

青少年の健全育成活動の充実



現状と課題

国や県、警察、学校、PTA、各地区の青少年健全育成連絡協議会など関係機関や団体等との連携のもと、青少年の健全育成活動を推進しています。

しかし、近年、子どもたちと保護者等が抱える問題や悩みは年々複雑化しています。

こうしたことから、街頭指導や少年相談など青少年の健やかな成長を社会全体で支える環境整備等、その状況に応じた取組が必要です。

青少年の健全育成には地域による地道な活動が最も重要であり、今後、地域との連携をより強化し、活動を継続・推進していく必要があります。

具体的な取組

- 青少年の健全育成体制の充実
- 青少年健全育成団体等への支援・協力
- 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知
- 「二十歳の祝賀式」の開催

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
二十歳の祝賀式参加率（%）	32.1	80

施策 7-2

児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保



現状と課題

「子どもをより多くの目で見守ります」という基本理念のもと、各地区の青少年指導センター指導委員、子ども見守り隊、PTAなどの地域団体や、学校・警察などの関係機関と連携しながら、日々子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努めています。

その一方で社会環境の変化に伴い、予想もしない事件・事故に子どもが巻き込まれる事案が発生していることから、引き続き地域全体で子どもの安全・安心を確保するため、地域団体や関係機関との連携を強化し、子どもの見守り活動を推進する必要があります。

具体的な取組

- 子どもの安全・安心対策の組織的推進
- 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実
- 緊急情報の迅速な配信
- 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
保護者等の子ども安全情報システムの登録率（％）	24.6	100

施策 7-3

青少年を取り巻く環境の改善



現状と課題

青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に向けて、国や県、学校、地域、青少年育成推進員、PTAなどの関係機関や団体等と連携し、有害図書調査などの取組を継続して推進する必要があります。

また、インターネットやSNS等、特に情報化社会の進展による社会環境の変化に伴い、予想もしない事件・事故に巻き込まれるケースが発生しており、青少年が安全・安心な生活をおくることができるよう、環境の改善を推進する必要があります。

具体的な取組

- 有害図書等の監視・調査
- 青少年のインターネット適正使用の啓発
- 薬物乱用防止の啓発

成果指標

目標名	現在値（実績）	目標値
	R2	R8
区分陳列がなされていない店舗の数（店舗）	19	0
インターネット上のパトロール件数（件）	10,459	15,500

施策 7-4

青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実



現状と課題

山形市青少年指導センターを拠点として、街頭指導・少年相談を実施しており、これらの地道な活動が青少年の健全育成や非行防止につながっています。

今後も、学校・警察・PTA・青少年指導センター指導委員などの様々な機関・団体と連携・協力しながら、街頭指導や少年相談など青少年を見守る活動が続ける必要があります。

具体的な取組

- 街頭指導の実施
- 少年相談の実施
- 研修会の実施
- 広域連携の推進

成果指標

目標名		現在値（実績）	目標値
		R2	R8
長期休業中における街頭指導の実施率（％）		91.2	100
相談の件数（件）	電話	25	30
	メール	43	50
研修の受講者数（人）	センター	137	200
	相談員	8	8

■施策の方向2 生涯学習の推進

■基本施策7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

関連資料

1 SDGs（持続可能な開発目標）と施策との関連について

山形市教育振興基本計画の各施策とSDGs各ゴールとの関係性を整理し、関連づけて推進していきます。

施策の方向	基本施策	施策	① 1 貧困をなくそう	② 2 気候変動に脅かされる持続可能な開発	③ 3 持続可能な消費と生産	④ 4 質の高い教育をみんなに	⑤ 5 ジェンダー平等を実現しよう	⑥ 6 安全な水とトイレを世界中に
学校教育の充実	1 魅力ある学校づくり	(1) 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成				●		
		(2) 価値ある豊かな体験活動の充実			●	●		
		(3) 時代の変化に対応した教育の推進			●	●	●	
		(4) 教育の情報化の推進				●		
		(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実			●	●		
		(6) 教職員研修の充実と指導力の向上				●		
	2 安全・安心の学校づくり	(1) 健やかな心身の育成	●	●	●	●	●	●
		(2) 生命を守る安全教育と防災教育の徹底				●		
		(3) いのちの教育の充実	●	●	●	●	●	
		(4) 生徒指導・教育相談体制の充実	●		●	●	●	
		(5) 子どもの人格を大切にする学校づくりの推進	●		●	●	●	
		(6) 学校給食の充実	●	●	●	●		
		(7) 学校施設の整備と充実			●	●		●
	3 連携による教育の充実	(1) 「チーム学校」による連携の充実	●		●	●	●	
		(2) 学校間・校種間の連携の充実				●		
		(3) 学校・家庭・地域との連携・協働の充実				●		
		(4) 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	●	●	●	●		
	4 将来の山形市を担う人材の育成	(1) 山形市立商業高等学校における教育内容の充実			●	●		
生涯学習の推進	5 生涯学習、人と地域とかかわり、よりよい社会を築く人づくり	(1) 生涯学習支援体制の充実	●	●	●	●	●	
		(2) 市民の主体的学習を支援する図書館運営			●	●	●	
		(3) 社会教育事業の推進			●	●	●	
	6 恵まれた自然環境での体験活動を通して、心身ともに健全で豊かな人づくり	(1) 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施				●		
		(2) 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進			●	●		
	7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	(1) 青少年の健全育成活動の充実			●	●		
		(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保			●	●		
		(3) 青少年を取り巻く環境の改善			●	●		
		(4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実			●	●		

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を
2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	14 海の豊かさを守ろう
3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさを守ろう
4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
5 ジェンダー平等を実現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリシップで目標を達成しよう
6 安全な水とトイレを世界中に	12 つくる責任 つかう責任	

施策	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられるまち づくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正 をすべての 人に	17 パートナー シップで目 標を達成し よう
1-1-(1)											●
1-1-(2)	●	●									●
1-1-(3)					●	●	●				●
1-1-(4)		●	●			●					●
1-1-(5)				●	●						●
1-1-(6)											●
1-2-(1)										●	●
1-2-(2)					●		●				●
1-2-(3)				●				●	●	●	●
1-2-(4)				●							●
1-2-(5)				●							●
1-2-(6)					●	●					●
1-2-(7)	●		●		●	●					●
1-3-(1)											●
1-3-(2)											●
1-3-(3)											●
1-3-(4)				●	●						●
1-4-(1)	●		●		●						●
2-5-(1)				●	●	●					●
2-5-(2)				●	●					●	●
2-5-(3)				●	●						●
2-6-(1)					●				●		●
2-6-(2)					●				●		●
2-7-(1)					●					●	●
2-7-(2)					●					●	●
2-7-(3)					●					●	●
2-7-(4)					●					●	●

2 山形市教育振興基本計画策定懇話会

山形市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく山形市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く学識経験者等から意見を聴取するため、山形市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の構成員をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 学識経験者又は有識者
- (2) 教育の振興に関連のある団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 会議の座長は、教育長又は教育長が指名するものとする。

3 座長は、会議の進行を担当する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

山形市教育振興基本計画策定懇話会構成員

(順不同、敬称略)

氏 名	所属・役職等
中 井 義 時	山形大学大学院教育実践研究科 教授
新 関 徳次郎	山形市社会教育委員
逸 見 良 昭	公益財団法人 山形市スポーツ協会 会長
吉 田 昌 平	公益社団法人 山形青年会議所 副理事長
高 見 佳 澄	山形市PTA連合会 母親委員長
西 村 仁 美	山形市総合学習センター 運営委員
酒 井 智 子	学校法人富澤学園東北文教大学附属幼稚園 園長
時 田 厚	山形市小学校校長会 会長
後 藤 秀 之	山形市中学校校長会 会長

3 計画見直しの経過

平成28年11月	「山形市教育大綱」策定
平成30年 2月15日	教育委員会会議〔議決〕 策 定
令和 3年 3月25日	教育懇談会 計画見直しの報告
9月 3日	関係部課長会議 素案に対する意見聴取
10月21日	山形市教育振興基本計画策定懇話会 素案に対する意見聴取
令和 4年 3月15日	3月市議会産業文教委員会〔中間報告〕
3月24日	教育委員会会議 計画見直しの報告
4月20日	教育委員会会議〔議決〕 見直し
6月	6月市議会産業文教委員会〔報告予定〕

山形市教育振興基本計画

令和4年4月

発 行 山形市教育委員会

編 集 山形市教育委員会管理課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212（代表）

FAX 023-641-2531

